

平成25年5月31日

【照会先】

岩手労働局職業安定部職業安定課  
課長 菊地 正昭  
地方労働市場情報官 熊谷 一郎  
電話 019-604-3004

報道関係者 各位

## 「平成 25 年度岩手県雇用施策実施方針」を策定

岩手労働局は平成 2 5 年度岩手県雇用施策実施方針を策定し、岩手県と連携・協力し、本県の雇用失業情勢の改善に取り組みます。

岩手労働局と岩手県が連携して取り組む雇用対策

- 1 震災からの復興を確かなものとするための雇用施策の実施
- 2 若年者の就労支援
- 3 障がい者の就労支援
- 4 生活困窮者に対する就労支援の抜本強化

岩手労働局(局長 小林 健)は、岩手県知事に意見を聞いて平成 25 年度の岩手県雇用施策実施方針(※)を策定しました

岩手労働局は、同方針による雇用施策と岩手県の講ずる雇用に関する施策とが密接な連携の下に復興加速年の雇用対策に取り組むこととしています。

特に、沿岸被災地の本格的な復興に向けて安定的な雇用を創出し、雇用面からの支援を重点として取り組むこととしています。

なお、本文及び概要は別紙のとおりです。

※ 雇用施策実施方針：都道府県労働局長は、雇用対策法施行規則第 1 3 条第 1 項に基づき、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることとなっており、平成 2 0 年度から策定し、今回は 6 回目の策定。

平成25年度

# 岩手県雇用施策実施方針

平成25年5月

岩 手 労 働 局

平成25年度 岩手県雇用施策実施方針  
目次

第1	趣旨	1
第2	平成25年度の主な雇用施策	
1	震災からの復興を確かなものとするための雇用施策の実施	2
2	若年者の就労支援	4
3	障がい者の就労支援	6
4	生活困窮者に対する就労支援の抜本強化	8

## 第1 趣旨

この雇用施策実施方針（以下「方針」という。）は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、岩手労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を岩手県知事の意見を聞いて定めたものである。

方針は、岩手労働局及び公共職業安定所が講ずる雇用に関する施策と岩手県の実施する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施することが必要であることから、県下の抱える4つの課題について、国及び県が実施する施策とその目標を定めるものである。

## 第2 平成25年度の主な雇用施策

### 1 震災からの復興を確かなものとするための雇用施策の実施

【目 標】雇用創出 12,400人

#### (1) 生活の安定、地域の活性化に繋がる雇用機会の創出

##### [目 的]

岩手県では平成25年度を「復興加速年」と位置づけており、本格的な復興に向けて安定的な雇用を創出し、雇用面からの支援を行う必要がある。

##### [岩手労働局が実施する業務]

- ①労働市場に関する情報や全国的な取組事例を岩手県に提供する。
- ②就職面接会や事業所見学会の実施、求人の条件緩和の提案等震災復興関連や事業再開に伴う求人の充足に向けた求職者、求人者双方への働きかけを強化する。
- ③様々な広報媒体を活用した求人情報の積極的な情報提供を行う。

##### [岩手県が実施する業務]

- ①被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業所が、被災者を雇用する場合に事業復興型雇用創出助成金により支援し、産業振興施策と一体となった雇用の創出に取り組む。
- ②高齢者から若者への技術伝承、女性及び障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方等、雇用面でのモデルとなる事業を生涯現役・全員参加・世代継承雇用創出事業の実施により支援する。

#### (2) 被災者一人ひとりの状況に応じた就職支援

##### [目 的]

震災から相当期間が経過しているにも関わらず未だ求職活動をしている者もあり、再就職に向けての支援を強化していく必要がある。

##### [岩手労働局が実施する業務]

- ①被災離職者等を雇い入れる事業主に対して助成する被災者雇用開発助成金を活用して、一人でも多くの被災者の就職を支援する。
- ②就職活動が長期化している求職者には担当者制によるきめ細かな就職支援を実施する。
- ③就職面接会、事業所見学会を開催し、求人事業所との面談の機会を提供する。

④復興事業を担う人材を育成するため、震災対策特別訓練を始めとする実践的な求職者訓練を実施するとともに、求職者を職業訓練に誘導する。

[岩手県が実施する事業]

①震災等緊急雇用対応事業の実施により、震災等による離職者の当面の短期的な雇用・就業の機会を確保する。

②離職者等の職業能力開発のための公共職業訓練を実施する。

## 2 若年者の就労支援 【目 標】新卒者の県内就職割合 前年度以上

### (1) 次代を担う若者の雇用機会の確保、地元定着支援

#### [目 的]

未就職卒業者を減少させ、若者が将来の岩手を担う人材となるよう育成していく必要がある。

#### [岩手労働局が実施する業務]

- ①主要経済団体に雇用機会の確保要請を行うほか、学生・生徒のニーズを踏まえた求人開拓を実施する。
- ②学校訪問による就職支援や就職面接会の開催等で新規高卒者の支援を実施する。
- ③新卒応援ハローワークによる大学等への出張相談で学生の就職活動を支援する。
- ④「若者応援企業」を選定、周知することにより中小企業と学生のマッチングを図る。

#### [岩手県が実施する業務]

- ①若年者の雇用の場の拡大を図るため、主要経済団体への雇用機会確保要請を行う。
- ②就業支援員による職場定着支援を行う。
- ③事業復興型雇用創出助成金の活用により安定的な雇用を確保し、正規雇用の拡大を図る。

### (2) ジョブカフェいわて（以下「ジョブカフェ」という。）とヤングハローワーク・新卒応援ハローワーク（以下「ヤングハローワーク等」という。）による若年者に対する雇用施策の一体的実施

#### [目 的]

職業意識啓発から職場定着まで一貫した就職支援、職業スキルの向上を含む人材育成を一貫して支援する必要がある。

#### [岩手労働局が実施する業務]

- ①職業意識形成を支援するため、ヤングハローワーク等の利用者をジョブカフェに誘導する。
- ②学生のニーズを踏まえた求人開拓、担当者制による職業紹介を実施する。
- ③就職未内定者数を把握し、新卒者・既卒者の就職面接会等を岩手県と共同で開

催する。

④トライアル雇用奨励金、若年者人材育成・定着支援奨励金を活用して職業スキルの向上を支援する。

⑤就職者の定着、スキル向上のためのセミナー等を委託方式で実施する。

[岩手県が実施する業務]

①職業相談・紹介のため、ジョブカフェ利用者をヤングハローワーク等に誘導する。

②未内定者数等の情報を活用し、新卒者・既卒者を対象とした就職ガイダンス、就職面接会を開催する。

③Uターン、Iターン希望者に対する就職イベント等の情報を提供する。

④フリーター等を対象としたセミナーを開催する。

### 3 障がい者の就労支援 【目 標】 障害者実雇用率 前年以上

#### (1) 関係機関と連携した就職支援

##### [目 的]

福祉施設や特別支援学校等（以下「福祉施設等」という。）の関係機関と連携して行う「チーム支援」を強化し、福祉・教育から一般雇用への移行を促進する必要がある。

##### [岩手労働局が実施する業務]

- ①福祉施設等に対し、就労に関するノウハウ等を内容としたセミナーを開催する。
- ②福祉施設等の就労希望者のための職場実習先を開拓する。

##### [岩手県が実施する業務]

- ①障がい者職業訓練等を通じて「チーム支援」に参画する。
- ②求人開拓、職場実習先の開拓について、経営者団体等への要請を労働局と共同して実施する。

#### (2) 就業・生活両面にわたる一体的支援

##### [目 的]

職業生活における自立を促進するため、日常生活と社会生活（就業を含む）における支援を共同して行う必要がある。

##### [岩手労働局が実施する業務]

- ①障がい者等からの就業等の相談と必要な指導及び援助を行うため、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定事業）」（以下「センター事業」という。）を障がい者支援団体等に委託し、支援を充実する。
- ②センター事業受託団体と連携し、支援対象者の求人開拓や職業相談・紹介、定着指導までの支援を行う。

##### [岩手県が実施する業務]

- ①障がい者等からの社会生活、日常生活の相談と必要な指導及び援助を行うため、「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）」を障がい者支援団体等に委託し、就業と連携した支援を行う。

### (3) 障がい者の雇用機会確保

#### [目 的]

企業における障害者の雇用機会の拡大を図るため、経営者団体等に対して要請を行い、障がい者雇用の必要性についての企業意識を醸成する必要がある。

#### [岩手労働局が実施する業務]

- ①企業における障がい者の雇用状況を把握し、当該情報を岩手県に提供する。
- ②雇用状況を基に、県知事及び労働局長連名の要請書を作成し、岩手県と共同して経営者団体等への要請活動を行う。

#### [岩手県が実施する業務]

- ①県知事及び労働局長連名の要請書を作成し、労働局と共同して経営者団体等への要請活動を行う。
- ②雇用事例を取り入れた企業向けリーフレットを作成し、意識啓発を図る。

### (4) 障がい者の職業スキル向上

#### [目 的]

障害者の職業能力向上のため、職業訓練科目の設定や受講斡旋を共同して行う必要がある。

#### [岩手労働局が実施する業務]

- ①有効求職者等の登録状況を情報提供する。
- ②職業訓練科目の設定等について、協議・助言する。
- ③職業訓練への受講指示、受講推薦を行う。

#### [岩手県が実施する業務]

- ①障がい者の態様に応じた多様な職業訓練科目を設定する。

#### 4 生活困窮者に対する就労支援の抜本強化 【目 標】就職者数600人以上

##### (1) 各自治体の状況に応じた生活保護受給者等の就労支援

###### [目 的]

福祉事務所等とハローワークの実施体制を踏まえて締結した協定に基づき、相互に緊密な連携を図りつつ就労支援を実施する必要がある。

###### [岩手労働局が実施する業務]

- ①福祉事務所等と共同で支援対象者を選定し、個別の就職支援プランを策定する。
- ②職員、就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施する。
- ③福祉事務所等での巡回相談を実施する。

###### [岩手県が実施する業務]

- ①地域の実情を踏まえて支援対象者を明確化する。
- ②要支援者をハローワークにつなぐなど就労に関する的確な助言を行う。

##### (2) 生活保護受給に至る前から就労後の職場定着までの一貫した就労支援

###### [目 的]

生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、就労による自立を促進する必要がある。

###### [岩手労働局が実施する業務]

- ①能力開発支援プログラムの充実等生活保護受給前の相談過程からの早期支援を強化する。
- ②職場定着支援を岩手県や市町村の福祉分野と共同して行う。

###### [岩手県が実施する業務]

- ①生活の立て直しから就労に至るまでの個別、継続的な寄り添い型の支援（いわて求職者個別支援モデル事業）を実施する。

# 平成25年度 岩手県雇用施策実施方針(概要)

岩手県

連携して取り組む雇用施策

岩手労働局

